

熱中症対策が義務化されました

富山県建築組合連合会だより



No.223
令和7年
7月31日

発行所 富山県建築組合連合会
事務局 富山市西荒屋25-4
☎076-428-8255
発行責任者 杉原 賢磁
編集責任者 広報委員会

1. はじめに

令和7年6月1日から労働安全衛生規則が改正され、事業者に対して熱中症対策が義務付けられました。具体的には熱中症患者の報告体制に整備や、熱中症の悪化を防止する措置の準備を行い、それぞれ作業従事者に周知しなければなりません。

今回の事業者の熱中症対策が義務化された背景は、近年、熱中症による死亡災害が年間30人を超え、労災死者全体の4%を占めていることや、熱中症による死亡の主な原因として初期症状の放置や対応の遅れが挙げられているにもかかわらず、改正前の法令では対応についての定めがなかったため、今回の改正により事業者が講ずべき熱中症対策が法令に明記されました。

2. 事業者の熱中症対策について

今回の規則改正で明記された、事業者の熱中症対策は以下の2点です。

(1) 熱中症患者の報告体制の整備と周知

事業者は暑熱な場所において連続して行われる作業など「熱中症を生ずるおそれのある作業」を行うときは、熱中症を生じる疑いがある作業従事者を発見した者に、その旨を報告させる体制を整備しなければなりません。（労働安全衛生規則612条の2第1項）

また事業者が整備した報告体制は作業従事者に周知する必要があります。

(2) 熱中症の悪化防止措置の準備と周知

事業者は暑熱な場所において連続して行われる作業など「熱中症を生ずるおそれのある作業」を行うときは、あらかじめ作業場ごとに、以下の措置の内容および実施手順を定めなければなりません。（労働安全衛生規則612条の2

第2項）

また事業者が定めた熱中症悪化防止措置の内容、実施手順は作業従事者に周知する必要があります。この場合の「周知」は上記(1)を含め、朝礼時の口頭でもよいとされています。

事業者が定めるべき悪化防止措置

- ・当該作業からの離脱
- ・身体冷却
- ・必要に応じて医師の診察、処置を受けさせること
- ・その他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置

3. 用語の説明

(1) 熱中症を生ずるおそれのある作業

W B G T 28度以上または気温31度以上の環境下で、連続1時間以上または1日4時間以上の実施が見込まれる作業

(2) W B G T 基準値

身体作業の強度などに応じて暑熱を許容できるラインを示した値

暑さになれていない人（暑熱非順化者）は暑さになれている人（暑熱順化者）よりもW B G T 基準値が低くなります。（別表参照）

W B G T 値を測定するためにはJ I S規格に適合したW B G T 指数計を用いることが厚生労働省の実施要綱では求められています。

4. 熱中症対策を怠った場合の罰則

規則で定められた熱中症対策を怠った事業者は県労働局長または労働基準監督署長から作業の全部または一部の停止命令を受けるおそれがあります。（労働安全衛生法98条）

また熱中症対策の実務義務に違反した者は6カ月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処されるほか（労働安全衛生法119条1号）、法人

に対しても50万円以下の罰金が課せられます。（労働安全衛生法122条）

5. 職場における取り組み

以上、法令改正の観点から、W B G T 28度以上または気温31度以上の環境下で、連続1時間以上の作業を行う場合に事業者がとらなければならない対策について述べてきましたが、上記条件以下であっても、厚生労働省の「熱中症予防基本対策要綱」では以下の取り組みが求められていますので、適切な対応が必要です。

(1) W B G T 値の活用

別表に基づき身体作業強度とW B G T 基準値を比べ、基準値を超える場合には、冷房等により当該作業場所のW B G T 基準値の低減をはかる等の措置を講じます。（別表参照）

(2) 熱中症予防対策

それでも基準値を超える場合は以下の対策を行います。

- ①作業環境管理 休憩場所の整備等
- ②業管理 水分および塩分の摂取
- ③健康管理 労働者の健康状態

【別表】職場における熱中症対策の強化について(厚生労働省HP)
<https://www.mhlw.go.jp/content/001476821.pdf>

身体作業強度(代謝率レベル)の例		暑熱非順化者のW B G T 基準値	暑熱順化者のW B G T 基準値
0 安静	安静、楽な座位	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業 ・脚及び脚の作業 など	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 【くぎ(釘)打ち、盛土】 ・脚及び脚の作業、 腕と胴体の作業 など	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・シヨベル作業、ハンマー作業 ・重量の荷車及び手押し車を 押したり引いたりする など	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでの とても激しい活動 ・激しくシヤベルを使ったり 掘ったりする など	25	20

第43回 安全祈願祭を举行

7月1日(火)午後2時より、全国安全週間の本週間（7月1日～7日）のなか、五宮神社で第43回安全祈願祭が举行されました。

祝詞奏上の後、杉原賢磁県連会長、来賓の川倉健嗣氏（富山労働局健康安全課長）、上田拓夫氏（建設業労働災害防止協会富山県支部専務）、田知本亮氏

の確認

④労働衛生教育 熱中症の予防方法等

6. おわりに

今回の規則改正の対象なる事業者には労働者だけではなく個人事業者等も含まれるので留意してください。

また熱中症対策の具体的内容や実施方法などは後日、通達で示される予定ですが、現時点では厚生労働省が公表している「令和7年度「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」実施要綱」に実施事項を例示していますので参照してください。



●表彰された安全優良事業所

事業所名	代表者名	支部名
池田技建	池田直樹	魚津
㈱終建設工業	船田善範	加賀
㈱リージェ	経澤由樹	富山
芳維建設	萩中芳和	富山
牧田建工	牧田英治	西岡
㈱ハリ建	針山匡樹	新湊
川田工務店	川田清	砺波
山元建築	山元勇二	小矢部

木造住宅耐震改修講習会が開催されました

木造住宅耐震対策研修会を6月18日(水)13時30分より県連2階大会議室で開催しました。この講習会は平成31年3月に開催していますが、その後、昨年の地震による耐震改修に関する問い合わせが多く寄せられていることや、行政からの補助金の支給要件が実情にあわせて変更される等、前回の開催から変わっているため、今回、株式会社えびす建築研究所の協力のもと開催することとしました。

講習会の開催にあたり杉原県連会長が挨拶し、その後、富山県土木部建築住宅課主幹の磐谷友之氏から木造住宅耐震化事業の概要について説明を受け、続いて県連副会長の松原恭二氏がテキストと耐震診断ソフトを使用して補強計画や補強にともなう概算コスト等について説明しました。

講義終了後、株式会社えびす建築研究所代表の花井勉氏に対して、インターネット回線を使った質疑応答の時間を設け、参加者からの質問に対応していただき、17時に講習会を終了しました。





「震度7」を体験する参加者

当日は午前には富山県広域消防防災センター内の「四季防災館」で「源ますのすしミュージアム」での昼食後、午後は富山市太田の職業訓練校のご尽力のもと令和7年度伝統工法体験学習会が開催され、県下各訓練校指導員や訓練生を中心の49名が参加しました。

伝統工法体験学習会が開催されました



この講演会は株式会社松尾設計室代表取締役の松尾和也氏を講師に迎え、県連の会員のほか建築資材関係者や一般のお客様を対象に、高気密・高断熱の家づくり、リフォームについて学ぶために、YKKAP株式会社の協賛のもと県連が主催したもので、講師の松尾氏は多くの建築を手がけるとともに、講演会や著作、またYOUTUBEへの投稿等、「断熱」「省エネ」に

7月5日(土)14時からテクノホール東館2階会議室で「これからの住宅を考える2025」が開催されました。

「これからの住宅を考える2025」が開催されました

午後からは富山職業学院の上野幸夫教授より「浮田家」「竹島家」の建物について解説を受けました。「浮田家」は江戸中期の加賀藩の役宅としての豪農民家の建築様式を旧態のまま残しており、県指定文化財、国の重要文化財に指定されています。

また「断熱」「省エネ」に加えて、日本は地震大国であり、大地震が来ても住み続けられることができる家を建てることを述べ講演を終えました。

こと。熱は天井、壁、床、窓から逃げ、なかでも窓は最もその割合が大きい(トリプルガラスでもガラスウール50㎜にしか相当しない)ため、窓の断熱をすれば熱損失はかなり抑えられることなどについて説明を受けました。

今回の講演のなかで「上半身・ダウンジャケット、下半身・下着だけ」の例えで、断熱材が厚くても、すきま風が入れば家のなかでは寒い。断熱材をすみずみまで入れる(高断熱)とともに、すきまをなくす(高気密)ことが施工では大切であること。熱は天井、壁、床、窓から逃げ、なかでも窓は最もその割合が大きい(トリプルガラスでもガラスウール50㎜にしか相当しない)ため、窓の断熱をすれば熱損失はかなり抑えられることなどについて説明を受けました。

ついて積極的に取り組んでおられる建築家です。



わが町、在所の あるさと自慢

立山町の自慢といえば、国立公園立山黒部アルペンルートです。立山町を通過してトンネルをくぐって長野県へ抜ける……と、今更こんな説明をしても誰も喜びもしないので、今回はそのアルペンルートに向かう途中にあるマニアックなコンビニを紹介しします。

立山インターを出て立山駅方面に向かつて車を走らすこと20分。右側に現れるのが、全国放送でも度々紹介され皆さんの中でも恐らく知る人ぞ知る、あの「サンダーバード」です。巷にこれだけ数多のコンビニチェーン店がしのぎを削っている中、滑川市から通いで家族経営で営業している今時珍しいお店です。1996年7月30日創業のこのお店、珍しいのはその営業形態だけでなく、とにかく売っている商品がすごいのです。

また「竹島家」は十代にわたり富山藩の十村役を務めた旧家で、主屋のほかには米蔵、道具蔵、城主の出入りのための御成門などの建築群と周囲を囲む塀や石垣、凛々とともに江戸時代の屋敷構えを現代に伝えています。

店内に入ると右側にレジ、



浮田家で上野教授から説明を受ける参加者

突き当りに食品棚と、レイアウトは普通のコンビニなのですが、レジの後ろにスラツと並ぶのは見たこともないような外国のタバコばかり。レジ前にも外国のタバコがこれでもかと並んでいます。食品棚を見ると変わったオニギリのオンパレードです。クジラ、熊、ウサギ、なんとサメ、まで。横のサンドイッチも言うに及ばず変わり種ばかりです。冷蔵庫の中にも見たことのないジュースがゴロゴロ冷やしてあります。

店内を物色してみるとこれまた変わったものばかり。カニビール、あおさ塩ビール、キノコビールなど、ビールだけで6種類。イチゴのカレー、レモンカレー、餃子サイダー、牛タンサイダー、富山ブラックサイダー、もみじまんじゅうラムネ、はっさくらムネなど、味が想像できないものばかりです。

私、偉そうに紹介していますが、地元なのですが、長いこと立山町で生きていますが、どれも食べたり飲んだりしたことはありません。ここまで紹介したのはほんの一部です。興味のある方、勇気のある方、まだサンダーバードに行ったことがない方、一度お店に寄って度胸試し?してはいかがですか。

営業時間はAM6:00~PM6:00、年中無休だそうです。

新川地協立山支部 蝶 清則

フルハーネス・丸のご特別教育、木建作業主任者技能講習が開催されました

フルハーネス型墜落制止用器具、丸のご等取扱い作業従事者の特別教育と木造建築物の組立て等作業主任者技能講習が下記のとおり開催されました。

県連では労働安全衛生の観点と、「CCUS」が今後、導入が予想されることから、次年度も引き続き特別教育、想定されることから、次年度も引き続き特別教育、技能講習を開催しますので、未受講の方は受講をお願いします。

研修名	開催日時	受講者数	前年度受講者数
フルハーネス特別教育	5月16日(金)	18人	30人
丸ノコ特別教育	7月3日(木)	13人	13人
木建作業主任者技能講習	6月5日(木)・6日(金)	19人	13人

インタビュー 棟梁に聴く 地獄のように厳しかった修行時代を経て

Q 大工になるまでの経緯を教えてください。

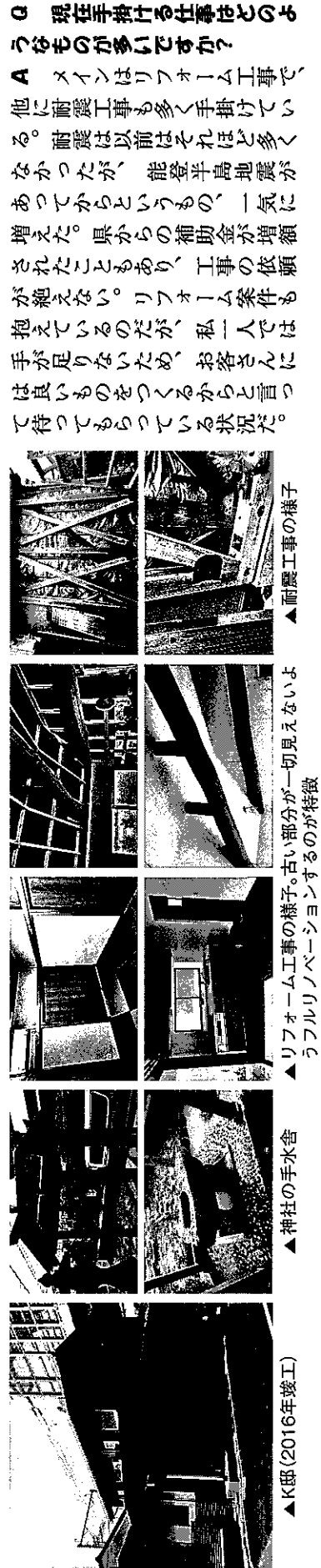
A 田知本家は江戸時代から続く大工の家系で、祖先は富山城に出入りする大工だったと聞いている。当然、父も父の兄弟も皆大工で、自分も将来は大工になるのかと思っていたが、母から「大工にだけはなるな」と言われて育った。親族に落下事故で亡くなった者が2人もいたので、同じように事故に遭うのではないかと母が危惧したからだった。そこで、小さい頃から好きだった料理や食べることにちなんだ料理人になりたいと母に言ったところ、それも許可されず、最終的に食品会社に就職した。スーパーへ商品を配達する業務だったが、なんと配達中に

Q 父親の元での修業はいかがでしたか?

A 地獄のように厳しかった(笑)。他の兄弟弟子達に比べ、自分に対して父は一層厳しかったのではないと思う。私としては親方・棟梁と言えど親子であるし、父からの誘いで入ったという軽い手伝いの気持ちだったのが正直なところ。しかし実際にやってみると、初日から私の立ち振る舞いにに対し厳しく指導されることになった。おかげで大工としての心構えや仕事の基本をみっちり教え込まれた修業時代だった。

以降、父親と一緒に仕事を続け、父は65歳頃に引退、会社を引き継いだ。

富山支部 富山地協 田知本 亮さん



▲K邸(2016年竣工)

▲神社の手水舎

▲リフォーム工事の様子。古い部分が一切見えないようフルリノベーションするのが特徴

▲耐震工事の様子

